

平成28年度 第4回たつの市都市計画審議会 要旨

○開催日時 平成29年3月6日（月）午後2時00分から午後2時25分

○開催場所 本庁 301会議室

○出席者 委員16名（代理出席1名含む）
市職員8名

○傍聴者 0名

○審議事項

議案第1号 たつの市立地適正化計画(案)の策定について(たつの市決定)

○審議事項の説明

議案第1号 たつの市立地適正化計画(案)の策定について（たつの市決定）
都市計画法に基づく縦覧の結果

- ・ 縦覧期間 平成29年1月5日から平成29年2月3日まで
- ・ 縦覧人数 4名
- ・ 意見書の提出 2件

○採決の結果

議案第1号 たつの市立地適正化計画(案)の策定について(たつの市決定)
原案どおり可決

【審議内容】

事務局	<p>(議案第1号について説明)</p> <p>計画係の井上です。議案第1号たつの市立地適正化計画(案)につきまして、説明させていただきます。</p> <p>説明資料としましては、先般配布させていただきました「たつの市立地適正化計画(案)」及び本日配布させていただきました「たつの市立地適正化計画(素案)に関するパブリックコメントの募集結果について」の2点でございます。</p> <p>説明に入ります前に、本計画につきましては、平成26年度2月の都市計画審議会において、「コンパクトなまちづくりの説明」をさせていただいて以来、都市計画審議会にて審議を重ねていただき、本日のたつの市立地適正化計画(案)の諮問を迎えることが出来ましたこととお礼申し上げます。</p> <p>それでは、たつの市立地適正化計画(案)について説明させていただきます。</p> <p>本計画については、11月の第2回都市計画審議会において、素案の説明をさせていただいたところですが、このたび、国・県との協議及びパブリックコメント等を踏まえ、一部追加・修正を行いましたので、その点につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>前回からの主な追加・修正点としましては、主に2点ございます。</p> <p>1点目としまして、本計画書P96～P100に記載しております「誘導に向けた主な関連計画」の①公共交通に関する計画、②公共施設の再編に関する計画、③広域連携に関する計画、につきましては、それぞれの計画の最終案を踏まえ、その内容に即し、一部修正をしておりますが、大幅な変更はございません。</p> <p>2点目としまして、計画書P101～P103に記載しております「目標値の設定」につきまして、国交省との協議のなかで、真にコンパクト化に資する計画とするため、目標及び目標の達成による効果を示すべきとの指導があり、「居住誘導区域の人口密度」以外に、新たに目標値の設定及び目標達成による効果を追加しております。</p> <p>目標値の設定につきましては、新たにP101に記載しております〈都市機能の誘導に関する目標〉として、都市機能誘導区域内の生活利便施設数について、現状施設数の維持及び一部新たな施設の誘導を目標値として挙げております。</p> <p>また、P102の〈公共交通ネットワークに関する目標〉としまして、第2次総合計画の施策である「公共交通の充実」におけるまちづくりの指標をもとに、鉄道駅・コミュニティバス・デマンド交通の一日平均の公共交通利用者数の増加を目標値として挙げております。</p>
-----	---

続いて、目標達成による効果としまして、P102に記載の〈都市機能の誘導による効果〉として、「地価の維持」「文化施設の年間利用者数の増加」を掲載しております。

次に、P103に記載の〈居住の誘導による効果〉として、「生産年齢人口の増加」「地域の住みやすさの満足度向上」を掲載しております。また、〈公共交通ネットワークによる効果〉として、「高齢者の外出率の増加」「鉄道・路線バスなどの公共交通の便利さの満足度向上」を掲載しております。以上が主な修正・追加点になります。

続きまして、たつの市立地適正化計画（素案）のパブリックコメント及び住民説明会の結果について報告させていただきます。

パブリックコメントにつきましては、1月5日～2月3日まで市ホームページ、本庁及び各総合支所窓口にて実施いたしました。市ホームページのアクセス数は280件、窓口での閲覧者数は4名、意見の提出は2件ございました。なお、1月12日に行いました住民説明会の出席者数は6名ございました。

パブリックコメントでの意見の内容については、お手元の議案第1号資料「たつの市立地適正化計画（素案）に関するパブリックコメントの募集結果について」をご覧ください。

P2の1パブリックコメントの概要の（2）意見提出状況ですが、持参による2件でございます。（3）意見の内容については、「第4章 誘導区域の設定について」に関するものが2件、「第5章 計画の推進に関する事項について」に関するものが1件、「計画全般について」が1件となっております。

次ページの「2 パブリックコメントの意見内容」について、要点を説明させていただきますと、まず1つ目の「居住誘導区域について」の意見としまして、「新宮地域のJR播磨新宮駅周辺は、住環境に最も適している。準工業地域のため原則設定しない区域にしているが、居住誘導区域を設定してみてもどうか。」、また、「駅北側の用途地域を見直し、居住誘導区域に設定してみてもどうか。」との意見をいただいております。市の考え方としましては、JR播磨新宮駅周辺は、駅周辺の利便性からは住環境に適していると考えられますが、現行は準工業地域で、土地利用も大部分を工場が占めており、居住を誘導するための良好な住環境ではないため、区域設定は行いません。また、用途地域の見直しについても同様に、土地利用の現況と動向を踏まえ、現時点での用途地域の見直しは行いませんが、将来的に土地利用の大部分が住居系になった場合、用途地域の見直し及び居住誘導区域の見直しを検討するとしております。

続きまして、2つ目の「誘導施策等、計画の推進方策」についての意見としまして、「居住誘導区域の設定について、どう事業展開をするのか。例とし

	<p>て、個人所有地を市が買い取り、地権者に代替地を斡旋し、新居住地を設けるなどし、そのための不動産業を扱う課を新設し、職員配置し計画推進を図るのはどうか。」との意見をいただいております。市の考え方としましては、居住誘導区域への誘導は、計画的な時間軸の中で、都市機能誘導区域内の生活利便性を維持・向上することで、周辺地である居住誘導区域への自発的な誘導を目指すものと考えており、今後、国や市独自の支援策や誘導施策等の拡充に努め、誘導の状況を踏まえ推進するとしております。</p> <p>最後に、3つ目の「周知方法」についての意見としまして、「一部の住民だけでなく、自治会や老人会の集まりで、現状や計画の推進についての説明が欲しい。」との意見をいただいております。市の考え方としましては、立地適正化計画（素案）については、住民説明会を行うとともに、広報、市ホームページ及び新聞等への掲載により周知を図っています。今後も、必要に応じて説明会等を行い、計画を推進していくとしております。</p> <p>以上が、パブリックコメント及び住民説明会の結果報告でございます。</p> <p>議案第1号の説明につきましては、以上で終わらせていただきます。慎重ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	質問がありましたら挙手の上、お願いします。
委員	周知方法について市の考え方を見させてもらい、住民説明会を行うとともに、とあるけれど、説明会というのはもう持たれたのですか。
事務局	1月12日に説明会は開催させていただきました。
委員	それはどこで、各支所ですか？
事務局	今回につきましては市全域で一回の住民説明会とさせていただきます。
委員	何名くらいの方が説明会に参加されていたのでしょうか。
事務局	住民説明会への出席者数ということでしょうか、今回の出席者数は6名でございます。
委員	分かりました。
会長	他にありませんか

委員	<p>今のままのやり方だとこんな状況なのだから、もうちょっと考え方を改めて、大勢の方に来てもらえるような方法で考えていかないと。ホームページとか電波で流すのもいいけれど、もっと住民に分かりやすく周知しないといけないのではないか。</p>
事務局	<p>今回の策定に当たってはホームページや広報等で周知させていただいて6名という結果でございますが、要所要所でまた説明等させていただく機会を作りたいと思います。全国的にも新しい策定ですので、5年ごとの見直しですとか出てくるかと思っておりますので、その度に説明はさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>他に意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第1号につきまして、承認される方は挙手願います。</p> <p>(出席委員 20 名中、全員が挙手)</p>
会長	<p>出席委員の過半数が挙手されておりますので、議案第1号については、本案のとおり承認されました。</p>
会長	<p>以上で、本日の審議事項は終了しました。</p>